

令和4年度境港市介護保険運営協議会(第2回) 会議録

■ 日 時:令和4年8月23日(火)午後1時20分~午後1時50分

■ 場 所:境港市役所 第1会議室

■ 出席者(敬称略)

(委 員) 足田 京子 稲賀 潔 遠藤 勲 來間 美帆 佐篠 邦雄
濱田 壮 松本 幸永 山本 英輔

(事務局) 永井 卓真(福祉保健部長) 片岡 みゆき(長寿社会課長)
竹内 真理子(地域包括支援センター所長)

赤井 和代(介護保険係長) 吉岡 賢次朗(高齢者福祉係長)

(欠席者) 阿部 明美 植田 建造

(傍聴者) なし

(日 程) 別紙資料のとおり

■ 会議録(要旨)

1、開会(片岡長寿社会課長)(13:20)

【事務局】

(1) 欠席報告

これより第1回境港市介護保険運営協議会を開催する。本日欠席者2名だが、設置要綱第6条第2項の規定により、この会議が成立していることを報告する。

(2) 福祉保健部長あいさつ

(3) 資料確認

2、運営協議会の運営について

(1) 委員の紹介(その場で起立して、お一人ずつ)

【事務局】7月1日より任期が始まってから初めての会議である。

新たにご就任いただいた方もおられるので、自己紹介をお願いします。

→各委員自己紹介

(2) 会長の選出及び副会長の指名

【事務局】次に会長及び副会長を選出する。

資料の運営協議会設置要綱の第5条第2項に「会長は委員の互選により選出し」とあるので、まず、会長の選出を行う。

選出方法にご意見等あるか。

特にご意見等ないようであれば、事務局の方であらかじめ候補者を選定しているため、事務局案ということで提案させていただいてよろしいか。

【委 員】事務局へ一任

【事務局】意見がないようであるので、社会福祉協議会会長の佐篠委員をお願いします。

佐篠委員、会長席に移動を。

会長になられた、佐篠委員からご挨拶いただく。

【会 長】あいさつ

【事務局】ありがとうございました。

続いて副会長だが、運営協議会設置要綱の第5条第2項に「副会長は会長が指名する」とあるので、会長から指名をお願いします。

【会 長】松本委員をお願いします。

【事務局】松本委員、副会長席に移動を。

副会長になられた、松本委員からご挨拶いただく。

【副会長】あいさつ

【事務局】ありがとうございました。

では、これより会長に進行を代わる。よろしくお願いします。

3、協議事項について

【会 長】日程3の協議事項に入る。

(1) 居宅介護支援事業所の指定について 事務局から説明をお願いします。

【事務局】では、「居宅介護支援事業所の指定について」ご説明する。

今回申請する事業所は1か所になる。資料1ページをご覧ください。

境港市渡町に開設した「居宅介護支援事業所はーとらいふ花音」。居宅介護支援事業所は、ご利用者様の心身の状況や能力、ご家族様の状況等に配慮しながら計画を作成し、適切なサービスが計画的かつ継続的に利用できるよう、マネジメントする事業所になる。

人員基準については、介護支援専門員、管理者ともに基準を満たして配置されている。

運営基準についてだが、運営規定には勤務体制、サービス計画の作成、苦情処理体制等、事業所の運営体制が記され、また、事務所には相談室等の必要なスペースや備品も備えられており、こちらも基準を満たしていることを確認している。

指定日は、令和4年9月1日を予定している。

なお、資料2ページに参考として市内の居宅介護支援事業所の指定状況を掲載しているのでご覧ください。

居宅介護支援事業所の指定については、以上である。

【会 長】ご意見、ご質問等があれば、お願いします。

【委 員】基準とかよく分からないが、一人で大丈夫かなと思うところがある。

以前、申請はあったがすぐに休止した事例があったため心配しているがいかがか。

【事務局】一人で運営されている居宅支援介護事業所は市内に他に1か所「えにしケアプランサービス」がある。昨年度実地指導に行ったが、一人でも丁寧に運営をされていた。今回申請された方は、ケアマネ業務を長年されているので大丈夫だと思う。

【委 員】一人でされている所が今回申請のあった所だけだと思っていたが、他にもあり、十分経験がある方ということなので安心した。

【会 長】他に何かないか。

【委 員】一人あたりの上限が決まっているか。

【事務局】一人あたり35人程度となっている。

【委 員】境港全体で手に余っているということはあるか。

【事務局】昨年度の実地指導で回った事業所は35人を超え、概ね40数人となっていた。
今回の事業所が開始してすぐに35人にはならないと思う。

【会 長】他に何かないか。

【委 員】これまでに経験があるということであれば、色々考えた上での取り組みだと思
うので、経験があればよいのではないか。

【会 長】ノウハウがあるということなので、頑張ってもらいたいと思う。
他になければ、この協議事項について、「了承」ということでよいか。

【委 員】了承

【会 長】では、了承ということにさせていただきます。

4、その他

【会 長】それでは「4 その他」について、委員の皆さまから何かあるか。

【委 員】特にない。

【会 長】では、事務局からお願いします。

【事務局】7月1日から開始しているパートナーシップ宣誓制度について、地域振興課から PR
がある。

【地域振興課】パートナーシップ宣誓制度についての説明

5、閉 会

【会 長】それでは全ての日程が終了したので、本日の会は閉会とする。(13:50)